

令和7年4月11日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年4月11日、午前9時30分久留米市役所4階401会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

事務局の出席者は9名である。

**事務局** おはようございます。4月総会の開催にあたり報告をいたします。  
本日は、現委員数24名中24名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立をいたしております。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

**議長** 皆様、おはようございます。ただ今より4月農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
なお審議番号17番につきましては、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についての審議番号6番と関連のある案件でございますので、審議番号17番は第2号議案と一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から、4ページの審議番号11番までの11件です。  
4ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号12番から、5ページの審議番号17番を除く、6ページの審議番号23番までの11件です。  
7ページをお願いいたします。  
賃借権設定、東部地域、審議番号24番から25番までの2件です。  
なお、3ページ、審議番号7番と8番及び4ページ審議番号12番と13番は自作地相互交換による関連案件となります。  
以上、審議番号1番から審議番号17番を除く審議番号25番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、本議案の審議番号6番、14番、15番、16番、18番及び20番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いいたします。

それでは、報告をお願いします。

委員 審議番号6番の案件につきまして、3月27日に申請人の\*\*\*\*\*氏と、\*\*、\*\*  
\*農業委員、\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしました  
ので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*\*氏は、今回、田主丸町秋成の農地を売買にて取得し、農業を始  
める予定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は43歳です。申請人は、申請地の隣に自宅があり、売買の話が出たこ  
とに伴い、以前から農業に興味があった申請人が購入するようになったものです。  
農作業は申請人と妻が行う予定です。

営農計画は、カボチャ、サツマイモを作付けする予定となっております。

栽培技術につきましては、うきは市の農業を営んでいる義父や近隣の農家の方々に  
相談して習得していく予定です。

農機具につきましては、耕うん機、軽トラックを借用する予定です。

出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと思  
えられます。また、ヒアリング結果について、4月2日の東部審査会へ報告を行い、  
問題ないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 続きまして、審議番号14番の案件につきまして、3月27日に、申請人の\*\*\*\*\*氏、  
\*\*、\*\*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告  
いたします。

申請人の\*\*\*\*\*氏は、今回荒木町白口の農地を売買にて取得し、農業を始める予  
定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は72歳です。

申請人は申請地の隣に自宅があります。

農作業は申請人本人と妻と長男と次女で行うとのことです。

営農計画は野菜を作付けする計画となっております。

\*\*氏の農業経験は、申請地が自宅の隣であり、7年間耕作をしていました。

農機具については、草刈り機、くわ、かま、一輪車を所有しています。出荷の予定  
はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、4月3日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委員** 審議番号15番と18番の案件につきまして、3月25日に、申請人\*\*\*\*氏、\*\*、\*\*推進委員、\*\*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、高良内町及び藤山町の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。

申請人の年齢は52歳です。申請人は、今回の申請地から車で20分のところに自宅があります。

農作業は申請人本人と次男で行うとのことでした。

営農計画は、植樹をする計画となっております。

\*\*氏の農業経験は、ミツバチの飼育を30年前からされており、現在も、800箱ほどミツバチを飼育し、苺やトマトの交配用に貸与されております。

農機具については、草刈り機を所有しており、軽トラックを借用する予定です。

植樹したクロガネモチの出荷を予定はしていますが、今後も養蜂業として活動されるそうです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、4月3日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について、報告を終わります。

**委員** 続きまして、審議番号16番の案件につきまして、3月21日に申請人\*\*\*\*氏、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、大善寺町中津の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は32歳です。

申請人は申請地横の宅地を取得するとともに、農業を始める予定です。  
農作業は、申請人本人のみで行うとのことです。  
営業計画は、小松菜、ホウレンソウ、サラダ菜を作付けする計画となっております。  
\*\*氏の農業経験はありませんが、インターネットを使って知識を習得する予定です。  
農機具については、小型ユンボを導入する予定です。  
出荷の予定はなく、自家消費とのことです。  
ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。  
また、ヒアリング結果について、4月3日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。  
以上で、ヒアリング結果について、報告を終わります。

**委 員** 続きます、審議番号20番の案件につきまして報告いたします。  
3月10日に、申請人\*\*\*\*氏と\*\*と\*\*推進委員と事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。  
申請人、\*\*\*\*氏は、今回、城島町江上本の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。  
申請人の年齢は61歳です。申請人は、申請地横の宅地を取得するとともに農業を始める予定です。  
農作業は申請人本人と妻で行うとのことです。  
営農計画は、枝豆、キャベツを作付けする計画となっております。  
農業経験はありませんが、家庭菜園として永続的な農地の管理を考えられております。  
農機具につきましては、くわ、スコップ、管理機を所有しています。  
ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。  
また、このヒアリング結果につきまして、4月3日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。  
以上で、ヒアリング結果について、報告を終わります。

**議 長** ありがとうございました。報告が終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと

思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今より採決いたします。審議番号17番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号17番を除く第1号議案は可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についての審議番号17番及び第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、西部地域、5ページをお願いいたします。

審議番号17番の1件です。

こちらにつきましては、第2号議案6番と関連案件となります。

以上、審議番号17番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、山本町耳納、畑、2筆、計500㎡。

申請理由、申請地を露天駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町石垣、畑、1筆、779㎡。

申請理由、申請地を露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。

3番、申請地、田主丸町菅原、田、1筆、606㎡。

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いいたします。

西部地域4番から6番までの3件です。

4番、申請地、荒木町今、田、2筆、計512㎡。

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、荒木町白口、田、4筆、計1,810㎡。

申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの、農地改良行為です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、大善寺町宮本、田、2筆、計1,614㎡。

申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの、農地改良行為です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第1号議案17番と関連案件です。

なお、審議番号5番と6番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いします。

**委 員** 東部審査会の4条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものですが、既に施工されていたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、山本小学校から東へ約730mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、緩衝地の設置及び道路と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画となっています。

審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場として利用するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、水縄小学校から北東へ約400mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に学校、保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、緩衝地を設置することで土砂の流出を防ぐ計画となっています。

審議番号3番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は農業用倉庫を建築するものです。

申請地は柴刈小学校から南西へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枳を経由して南側の水路へ排水されます。

汚水につきましては、汲み取り式で処理します。

雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえて書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員 西部審査会について報告します。

審議番号4番、地図ナンバーは4番です。

転用目的は農業用倉庫を建築するものですが、既に敷地造成に着手しておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、荒木中学校から南東へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、東側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既存のL型擁壁により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は許可後から1年間の予定で、改良後は米を作付けする計画となっております。

申請地は白鳥保育園から西へ約390mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可後から令和9年9月30日までの予定で、改良後は野菜を作付けする計画となっています。

申請地は、筑邦西中学校から南東へ約470mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、素掘り水路及び溜柵を経由して、南東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

これらの申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが無題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願ひます。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、質疑を終了いたしまして、ただ今より採決をいたします。なお、採決に当たりましては、第1号議案の審議番号17番と第2号議案に分けて採決をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第1号議案の審議番号17番に賛成の方は、挙手を願ひます。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。続きまして、第2号議案に賛成の方は挙手を願ひます。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案の審議番号17番、第2号議案は可決されました。

なお、審議番号5番及び6番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。

続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号10番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

10ページお願いします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町田主丸、田、1筆、330㎡。

申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。

変更内容は、事業者を\*\*氏から\*\*氏へ、転用目的を倉庫から露天駐車場に変更するものです。こちらにつきましては、昭和59年12月20日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは7。第4号議案10番と関連案件です。

11ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域1番から14ページ13番までの13件です。

1番、申請地、大橋町常持、田、2筆、計317㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、山本町耳納、畑、1筆、670㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

3番、申請地、山本町耳納、畑、1筆、160㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

12ページをお願いします。

4番、申請地、田主丸町秋成、田、1筆、580㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、田主丸町秋成、田、1筆、1.42㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、田主丸町石垣、畑、1筆、247㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、田主丸町以真恵、田、3筆、計610㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場、ごみ・資源物集積所として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13ページお願いします。

8番、申請地、田主丸町以真恵、畑、1筆、236㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、農家住宅を建築するものです。

9番、申請地、田主丸町上原、畑、1筆、58㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、田主丸町田主丸、田、1筆、330㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。第3号議案1番と関連案件です。

11番、申請地、田主丸町殖木、田、3筆、計559㎡。

申請理由、申請地を取得して、建売住宅1戸を建築するものです。

14ページお願いします。

12番、申請地、北野町稲数、畑、1筆、61㎡。

申請理由、申請地を取得して、共同住宅1棟4戸を建築するものです。

13番、申請地、北野町今山、畑、1筆、271㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、店舗を建築するものです。

西部地域、14番から15ページ16番までの3件です。

14番、申請地、藤光町、畑、3筆、計2,354㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地8区画として利用するものです。

15ページお願いします。

15番、申請地、藤山町、田、9筆、計7,811㎡。

申請理由、申請地を取得して、病院の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

16番、申請地、三瀨町高三瀨、田、1筆、計368㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

なお、審議番号15番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 説明が終わりましたので、審査会からの結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会よりお願いします。

**委 員** 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、大橋小学校から南へ約880mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、擁壁及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は山本小学校から南東へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、道路と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、山本小学校から東へ約710mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、道路と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、船越小学校から南西へ約750mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものですが、既に施工されていたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、船越小学校から南西へ約730mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、水縄小学校から北東へ約400mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に学校、保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、東側の河川へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは14番です。

転用目的は、露天駐車場、ごみ・資源物集積場として利用するものです。

申請地は、川会小学校から南西へ約850mのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び溜桝を経由して、西側の水路へ排水されません。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは15番です。

転用目的は、農家住宅を建築するものです。

申請地は、川会小学校から南西へ約1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては溜桝を経由して、南側の水路及び西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側の道路側溝に排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画

です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは16番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸総合支所から北西へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、既設の石積みにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは17番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、浮羽工業高校から南へ約240mのところに位置します。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは18番です。

転用目的は、建売住宅（1戸）を建築するものです。

申請地は、田主丸小学校から東へ約530mのところに位置します。

農地区分については、田主丸総合支所から1km以内、宅地化率40%以上の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは19番です。

転用目的は、共同住宅（1棟4戸）を建築するものです。

申請地は、西鉄大城駅から西へ約450mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、東側の道路側溝に排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは20番です。

転用目的は、店舗を建築するものです。申請人は飲食業を営んでおり、店舗はうどん店になります。

申請地は、北野総合支所から西へ約530mのところに位置します。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、浸透枳の設置及び自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び石積みを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、13件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**委 員** 続きまして、西部審査会、5条申請について報告します。

審議番号14番、地図ナンバーは21番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（8区画）として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から東へ約580mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枳を経由して新設される道路側溝から北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号15番、地図ナンバーは22番です。

転用目的は、病院の敷地を拡張するものです。

なお、転用後は、申請人が代表を務める医療法人へ貸し付ける予定です。

申請地は、青陵中学校から南西へ約250mのところに位置しております。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

申請地は、南北に走る水路で東側と西側に分かれています。

雨水排水につきましては、東側は、自然流下及び排水口を経由して、中央及び東側水路へ排水されます。西側は、自然流下及び排水口を経由して、西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、緩衝地を設けて、周囲を柵で囲み、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号16番、地図ナンバーは23番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三潞総合支所から北東へ約160mのところに位置しております。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由し、東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、3件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

報告が終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、ただ今から採決をいたします。  
採決に当たりましては、第3号議案と第4号議案に分けて採決をいたします。  
それでは、第3号議案に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、第4号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。なお、審議番号15番は、許可相当として県農業会議への意見聴取をいたします。  
続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。  
なお、1. 内容の(1)所有権移転の審議番号5番は、議席番号\*番の\*\*\*\*\*委員が譲受人の\*\*\*\*\*の役員であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。よって、第5号議案は、先に1. 内容の(1)所有権移転の審議番号5番を審議し、次に、2. 内容の(1)所有権移転の審議番号5番を除く全ての議案を審議いたします。  
それでは、第5号議案の1. 内容の(1)所有権移転の審議番号5番を議題といたします。  
議席番号\*番の\*\*\*\*\*の退席を求めます。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いいたします。  
第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。

中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について、意見を求められたので付議いたします。

なお、先月の総会分より、所有者から推進機構へ所有権移転をするものと、推進機構から譲受人へ所有権移転するものを同時に総会へかけることとなりましたので、件数のみ読み上げさせていただきます。

1、内容の（1）所有権移転1件です。

18ページをお願いいたします。

第1区、5番、1件です。

それでは、16ページにお戻りいただいて、2番の意見（案）といたしまして、譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

議 長 それでは、ただ今より質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、採決をいたします。  
第5号議案、1. 内容の（1）所有権移転の審議番号5番について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案、1. 内容の（1）所有権移転の審議番号5番は可決されました。よって、久留米市長あて、通知いたします。  
審議が終了いたしましたので、議席番号\*番の\*\*\*\*\*の出席を求めます。  
\*\*委員に報告いたします。1. 内容の（1）所有権移転の審議番号5番は可決されました。  
それでは、続きまして、審議番号5番を除く第5号議案を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

再び16ページをお願いいたします。第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について、意見を求められたので付議いたします。

1、内容、（1）所有権移転、先ほどの1件を除く12件、（2）貸借権設定（通年作）252件、（3）貸借権設定（期間借地）1件です。

17ページをお願いいたします。

（1）所有権移転、第1区、1番から、18ページの審議番号5番を除く、6番までの5件です。

続きまして、第2区、7番から、19ページ、8番までの2件です。

第3区、9番、1件です。

第4区、10番、1件です。

20ページをお願いいたします。

第5区、11番から13番までの3件です。

21ページをお願いいたします。

（2）貸借権設定（通年作）、右下の総計をご覧ください。契約件数252件、筆数817筆、設定面積135万1,169.90㎡です。

22ページをお願いいたします。

（3）貸借権設定（期間借地）、こちらのほうも右下の総計をご覧ください。契約件数1件、筆数は3筆、設定面積は4,924㎡です。

23ページをお願いいたします。

先ほどの（2）（3）の総計と申し上げた件数の借受者の一覧表となっております。全体で44人ございまして、内訳は、個人が27人、法人が17法人の合計44人です。

16ページのほうにお戻りください。

2、意見（案）、各譲受人及び借受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われる、としております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんか。

「なしの声」

議長 質疑ないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今より採決をいたします。

1. 内容の（1）所有権移転の審議番号5番を除く第5号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、1. 内容の（1）所有権移転の審議番号5番を除く第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。続きまして、第6号議案、令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 24ページをお願いいたします。

第6号議案、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の決定について。農業委員会等に関する法律第37条の規定による「令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」を作成したので付議いたします。

1、「令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」、第6号議案の別紙のとおりとしております。

それでは、第6号議案別紙のほうをご覧ください。

まず、内容に入ります前に概要でございますけれども、農業委員会では農業委員会の農地等の利用の最適化活動の目標を毎年設定をして、4月末までに公表するということになっておりますので、今回、総会にかけるものでございます。

情報の公表といたしましては、総会での承認を受けた後、国や県並びに福岡県農業会議へ報告するとともに、久留米市のホームページ等で公表することとなっております。

表紙をめくっていただき、1ページのほうをお願いいたします。

令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）、1、農業委員会の状況でございます。

1、農業委員会の現在の体制でございますけれども、現在の農業委員の人数及びその内訳と推進委員の人数及び地区数を記載しております。

次に、2、農家・農地等の概要でございますが、数値等については、国の耕地及び作付面積統計、農林業センサス、農業委員会の農家台帳や、久留米市農政部農政課からの資料等から記載しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

こちらはⅡ．最適化活動の目標についてでございますが、（１）農地の集積についてですが、①現状及び課題といたしまして、現状は、管内の農地面積8,310haに対して、これまでの集積面積6,714haの集積率80.8%となっております。

課題といたしましては、平坦地では、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業を活用し、担い手の集積が進んでいる一方で、中山間地では担い手不足等により、農地の集積が進んでいないとしております。

２、②目標といたしましては、今年度の新規集積面積25haとしておりまして、今年度末の集積面積が6,856ha、今年度末までに集積率82.5%になるように目標を設定しております。

次に、（２）遊休農地の解消でございます。

①現状及び課題といたしましては、１号遊休農地の面積が90.5ha、内訳といたしましては、全て緑区分の遊休農地となっております、黄色区分の遊休農地面積は0haとなっております。なお、こちらが全て緑区分に設定している要因といたしましては、以前より非農地検討部会等で、森林化した農地を非農地化できないかというところで部会による検討を重ねていく中で、まだ久留米市としては森林化したような農地を非農地化するといった判断を決定するところに至っておりませんので、そういった経緯もございまして、全て緑区分で遊休農地の面積を計上しているところでございます。

課題といたしましては、農業従事者の高齢化による離農や担い手が不足している地域の実情があり、農地の利用状況や意向をしっかりと把握し、遊休農地が増加しないように取り組んでいく必要がある、としております。

続きまして、②目標についてですが、令和３年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積99.2haに対しまして、今年度の緑区分の遊休農地の解消目標面積19.9haとしております。これは昨年の農地パトロールのときの遊休農地面積を５年かけて解消するという全国一律の指導があつておりまして、そのときの５分の１の19.9haの面積を記入させていただいているものでございます。なお、一番下になりますけれども、前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消面積目標は1.1haとなっております。

続きまして、３ページのほうをお願いいたします。

（３）新規参入の促進のところでございます。

①現状及び課題といたしましては、過去３年間の新規参入者の数と面積を記載させていただいております。課題といたしましては、新規参入者へ営農条件のよい農地

をあっせんすることがなかなか厳しい状況であり、より多くの農地情報を収集して提供する仕組みづくりが必要である、と記載しております。

②目標といたしましては、新規参入者への貸付等において、農地の所有者の同意を得た上で公表する農地面積を85haとしております。この数字は、過去3年間の農地法第3条や利用権設定、中間管理事業などで権利設定があった農地の3年間の平均が850.2haとなっておりまして、この平均値の10分の1を記載するということになっておりますので、85haはその目標数値となっております。

次に、2、最適化活動の活動目標になりますけれども、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標といたしまして、1人当たりの活動日数は毎月5日間としておるところです。

また、(2)活動強化月間の設定目標としては3回を予定しておりまして、こちらが遊休農地の解消や新規参入の促進、農地の集積というところで記載をさせていただいております。

最後、(3)新規参入相談会の参加目標についてですが、新規参入の相談会の参加日数の内訳を記載させていただいており、こちらも年4回、新規参入の方への相談会をすることで目標として記載をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 ないようでございますので、ただ今より採決をいたしたいと思えます。第6号議案に賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により可決されました。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。  
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第4条の規定による許可の取消願について。

報告第5号、職員の任命について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

**議 長** ないようですので質疑を終了し、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なしの声」

**議 長** 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

ただ今より、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、12番、高田光秀委員、13番、田川政文委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会の総会を閉会します。